

令和4年度 四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり審議会 会議録

1.日時:令和4年11月8日(火)15時~17時

2.場所:四條畷市役所本館3階委員会室

3.出席者:(委員)9名

窪誠委員(会長)、河江文代委員(副会長)、青柳美喜委員、鈴木英孝委員、乗本良一委員、平田光司委員、守屋隆委員、山本敏秀委員、吉田一矢委員、(敬称略)

(事務局)4名

山本(市民生活部長)

太田(人権・市民相談課長)

谷口(人権・市民相談課長代理兼主任)

上村(人権・市民相談課)

4.案件:(1)四條畷市人権行政基本方針に係る令和3年度実績報告について
(2)その他

●事務局

それでは、ただいまから、令和4年度四條畷市人権文化を育むまちづくり審議会を開催させていただきます。私、本日の審議会の司会を務めさせていただきます人権市民相談課の谷口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。委員の皆様方には、大変お忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日の審議会の出席者は、ただいま8人でございます。青柳委員が遅れて来られるということでご連絡いただいております。四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり審議会規則第3条の第2項に定める委員の総数の過半数を満たしておりますので、本審議会は成立していることを申し添えます。また、この審議会につきましては、会議の公開に関する指針に基づき、公開といたしておりますので、よろしくお願いいたします。現在のところ、傍聴希望者は0人でございます。まず初めに、委嘱状の交付でございますが、すでに皆様の机の上に配付させていただいております。ご確認をもって交付にかえさせさせていただきたいと存じます。それでは、審議会の開催にあたりまして、東市長よりご挨拶を申し上げます。

●東市長

皆様こんにちは。ご紹介いただきました市長の東です。審議会の開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。まず、委員の皆様には先ほどありましたけれども、ご多用の中ご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。今後、新たにご着任いただきました委員の方もございますけれども、人権行政の推進に格別なご理解とご協力賜ればというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。コロナの中で、私の身近に起きた、なかなか未だにそういうことがあるのか、というふうに思ったのがですね、私は母方の田舎が岡山県ですが、まだコロナが始まったばかり、まだ県とか市で一人目みたいな時にですね、私のいいところの近くに住んでた方が岡山市内で一人目になってしまったみたいで激しい差別で引っ越しをせざるをえない状況になって実際に引っ越されたら私のいところから聞きまして、やはりこの令和のこの時代になっても、未だ恐怖心からは思いますけれども、許されない差別事象というのが起こっているのが現実かなというふうに肌身に感じたところでございます。審議会の委員の皆様には、市で取り組んでおります各種計画に基づく取り組み、こちらについても様々お聞かせをいただきつつ、今後未来に向けて我々も人権行政基本方針或いはあじさいプランの改定に向けて、市民の意識調査も進めて参りますので、未来に向けた取り組みに関しても引き続き、力強い提言をいただければと思っております。重ねて皆様の厚いご協力お願い申し上げまして、簡単でございますけれども、挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

●事務局

ありがとうございました。次に今回任期更新で新しい委員様もご出席いただいておりますので、委員の皆様のご自己紹介をお願いしたいと存じます。青柳委員からお願いできますでしょうか。

●青柳委員

青柳と申します。四條畷市人権協会で相談員をさせていただいております。ご縁があってこの審議会に参加させていただいているのですが、いつも熱心なご意見が聞けて楽しく思っております。よろしくお願いいたします。

●河江委員

河江でございます。よろしくお願いいたします。

●窪委員

大阪産業大学で国際人権論を教えております窪誠と申します。前期にこの審議会の会長をさせていただきました。私自身が皆様の声を聞くことによって毎回毎回大変勉強になっております。自分自身が勉強する場だと考えておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

●鈴木委員

今回から委員をさせていただきます鈴木工業株式会社の鈴木と申します。四條畷市事業所人権から参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

●乗本委員

乗本と申します。大東市で長い間人権行政に関わってまいりました。今現在大東市の監査委員をやっております。よろしくお願いいたします。

●吉田委員

四條畷市人権協会で会長の任を仰せつかっております。吉田と申します。よろしくお願いいたします。

●守屋委員

四條畷市身体障がい者福祉会から来ました守屋隆という者です。よろしくお願いいたします。

●山本委員

四條畷市の田原台というところから山を越えて来ました山本と言います。よろしくお願いいたします。私自身は大阪府の職員として人権行政に少し携わったという関係で委員をさせていただいています。よろしくお願いいたします。

●平田委員

四條畷市民の平田と申します。今回も勉強させてもらおうと思っております。よろしくお願いいたします。

●事務局

皆様ありがとうございました。続きまして事務局の紹介をいたします。市民生活部長の山本でございます。人権・市民相談課長の太田でございます。人権・市民相談課の上村でございます。改めまして人権・市民相談課長代理兼主任の谷口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。これより議事に入らせていただくわけですが、市長は公務のため、以上をもちまして退席いたします。市長ありがとうございました。それでは、本日の議事に入って参りたいと思います。本来であれば、会長に議事を進行していただくところではございますが、今回が任期更新のあと初めての審議会ということで、会長が決まっておられませんので、事務局の方で引き続き進行させていただきます。初めに会長、副会長の選任についてでございますが、四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり審議会規則第2条の第1項により、委員の互選で定めることとなっております。委員の皆様のご意見をお願いしたいと思います。

●吉田委員

会長におかれては、この間の継続も含めて学識持ちの窪先生に引き続きお願いしたいというふうに思うのですが。

●事務局

ただいま窪委員を会長にという意見がございましたが、いかがでしょうか。異議なしの声がございましたので、本審議会の会長を窪委員にお願いしたいと思います。恐れ入りますが、会長席へお移り願います。それでは、会長には就任の挨拶と、これからの議事進行をよろしくお願いいたします。

●窪会長

ただいまご挨拶いただき、また今期も会長をとということで、皆さんからご推薦いただいたことを心より感謝申し上げます。先ほど申し上げましたように、私自身が毎回ここに来るたびに、皆様の活発なご意見等、この現状をいろいろ教えていただくことによって、一つのまちがどのように人権に取り組むかという具体的な施策の中で私も勉強させていただいております。そして、皆様の積極的な建設的な意見によって、私自身も勉強し、それによって少しでもこの四條畷市が暮らしやすいまちになるように、これからも一層努力していく所存でございますので、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。それでは、議事を進めさせていただきます。次に、副会長の選任につきまして、会長と同様に委員の互選で定めることとなっております。そのあとに審議もございますので、委員の皆さんから意見がなければ、私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、私としましては、河江様にお願いしたいと思います。それでは河江様には、副会長席に移動していただき、挨拶をお願いいたします。

●河江副会長

声が大きいのでマイクを使わずについついしゃべってしまいます。長い間教育現場にいらして、今現在、人権擁護委員を四條畷でしております。もう本当に引退して大分経ちましたので、頭もかなり回らなくなっております。またここでしっかり勉強して、人権とはどのようなのを考えて皆様といきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

●窪会長

ありがとうございます。それでは、案件 1、四條畷市人権行政基本方針に関わる令和 3 年度実績報告について事務局から説明をお願いいたします。

●事務局

それでは私(上村)の方でご説明申し上げたいと思います。まず先般 10 月 21 日に基本方針の実績報告を送付させていただきました。その際、実績報告書と評価のポイント、実績該当課一覧、令和 4 年度の目標設定、令和 3 年度の実績報告書に関わる質問票ということで送付させていただきました。なかなか時間のなかで大変申し訳なく思っておりますが、ご意見の方いただくということで送付させていただきました。結果今回も 2 名の委員からご質問もいただいております。今回、前回の資料と含めて配布させていただいております資料でございます。配布資料としましては、クリップ留めにさせていただいている資料 1 と資料 2 と資料 3 という形で分けさせていただいております。委員名簿と含めて入れさせていただいております。順次ご説明申し上げたいと思います。まず資料 1 です。この大きな資料番号 1、1 枚 2 枚、資料番号 1、大きな部分ですが、これが令和 3 年度実績報告に係る質問内容ということで、乗本委員、山本委員からご質問いただいております。その部分を各課に質問を投げさせていただきまして回答内容を記載しております。企画広報課から 1 点目で別紙参照ということでありますが、1 点目については企画広報課から質問内容、記事内容という形でこのような形で回答をいただいております。広報誌を通じての人権啓発記事の内容ということで、例年、毎月人権に関わる部分、人権文化というカテゴリーがありますが、その中で、こういう内容について掲載している表題を記載させていただいております。このほか企画広報課でも独自の特集を組む時もありますが、令和 3 年度はなかったかと思いますが、こういう形で随時、各課から提出されている人権文化に関わる部分について、こういう記事を掲載したということで報告を受けました。それから広報誌をより多く活用する方策を考えていないのかというようなご質問でございました。これについては、人権啓発の視点を踏まえつつ、適宜、各課より掲載依頼を受けた記事について可能な範囲で掲載しており、今後も継続する方向という形で回答をいただいております。それから各課からの人権研修の参加が多く挙げられているが、各課内での具体的な周知、活用方法ということで、これが割と他課にもいろいろ及ぶわけですが、各それぞれ、この内容を企画広報課から行政委員会、保険年金課、青少年課、生活環境課、危機管理課、会計課、都市政策課、障がい福祉課というような形で、学校教育課ですね、これは実績報告で書いてきた内

容で、本来研修は、それぞれの課が受けていますので、まだまだ足りない部分があるのかなと思いますが、一応こういうような形で、どのように周知活用しているかというような内容を記載して回答をいただきました。資料番号 1 の、ページ数 2-1 のところですが、人権・市民相談課でインターネットの差別書き込みのモニタリング事業の成果について、というご質問をいただいております。この大きな真ん中ですが、今言っているのが質問内容の一覧ですが、インターネットの関係モニタリングということで実施しているわけですが、令和 3 年 9 月から、毎週月曜日 1 時間程度、人権協会に委託し、インターネットの掲示板等などへの悪質な差別書き込みに対しモニタリング事業を実施しています。現在まで悪質な書き込みは確認していないが継続して差別書き込みの抑止削減につなげていくというようなことで回答をいただいております。あと、それ以降スポーツ文化財振興課やその他の課に関係するが、指定管理者との協定の具体的な中身とその実践等の検証はされているか。ということでございます。これにつきまして、社会教育施設においては、契約期間の初年度に、第 1 章総則、第 2 章、本業務の範囲と実施、第 3 章指定管理料及び使用料、第 4 章業務間実施に係る項の確認。第 5 章リスク分担と、第 6 章指定管理者としての遵守事項、第 7 章業務の休廃止と、第 8 章その他の構成する基本協定書を締結しており、本年度初め、業務内容、指定管理業、施設修繕と物品の対応、目的外使用許可、管理業務計画、管理業務費用等を記載した年度協定書を締結しております。また、毎年、四條畷市教育委員会指定管理者選定評価委員により、委員会を開催して、各施設の前年度の実績に対する評価を行い、ホームページで公表しております。というような回答をいただきました。続いて、学校教育課教育支援センターから回答いただいております。学校教育課教育支援センターに関わる部分について、具体的な取り組みと成果、課題をどう把握されているか示して欲しいということです。これについては四條畷市人権教育研究協議会と連携し、毎月会議に出席していますが、その際に、各校の取り組み、課題成果が報告されるので把握するとともに、指導助言を行っています。また、同研究協議会で上がった課題については、初任者研修、2 年目研修、5 年目研修、10 年経験者研修、管理職研修において研修を行っています。また毎年各校ヒアリング資料の提出を求め取り組みの成果、課題を配布するよう努めています、ということでございます。あと、文化公民館振興課からですが、この中により開催されなかったにもかかわらず、評価が維持となっているが、資料の配布等の取り組みが考えられなかったのか。これについてはコロナ禍によりイベント、開催直前に中止の判断をしましたが、企画から参加者の決定まで事前準備をすべて終えており、課として取り組みを進めていたことを踏まえて維持としています。なお、夏休みキッズランドは全 17 種類のイベント参加予定者延べ 300 人の予定をしていたものであり、手話教室に限定して資料配布は困難であったことから、資料配布には至りませんでしたという回答です。あと山本委員からいただいております、個別事業、下水道河川課ですね、個別事業なしということで、これ個別事業の記載にしますということで人権意識の向上ということで回答いただいております。17-7 ということで、施設再編課、執務室のフリーアドレスとは何かということです。これまで庁舎内の執務室については、事務机を基本

として、固定席での運用を行ってきたが、課内コミュニケーションの活性化や執務室内の執務スペースの効率化を図るため、事務机を廃止し、共有スペース数で席を固定せずに執務できる環境のことということで、今そういう形で、施設再編課は執務を行っておられます。建設整備課ですね、1項目しか挙げていないということです。今回、後でもご説明しますが実績項目に追加項目がありましたので改めて追加いたしますということで、男女に関わる人権というところと、事業名称、というのが課内の適切な業務の分担について、内容については、性別にとられない業務の分担に努めたということと、9番の市民全体の市民自治の推進というところで、事業名称としては窓口電話対応業務ということです。内容については、問い合わせや依頼内容を正確に配布するよう丁寧な対応に心がけた。また、わかりやすい言葉を選んでお伝えするよう意識し取り組んだということです。あとその下が、下水道河川課、これも1項目しかあげていないということで、実績報告項目に追加がありましたので下記の通り追加します。高齢者の人権についてということで、窓口業務での配慮の実施、窓口での相談において、話し方、スピード、内容など高齢者に伝わりやすいよう配慮しながら対応した。ということで回答いただいています。あともう1点が個人情報保護と行政情報の開示ということで、個人情報の保護と課内での個人情報の取り組み、取り扱いについて管理を徹底し、漏えいのないなどのように、意識共有し業務を進めたということです。あと高齢福祉課で、1項目しか挙げてないということで、高齢福祉課において判断がちょっと高齢だけをということで考えておられたようで、今回実績報告を修正し追加がありますが別紙の方でご説明申し上げます。これがまず質問内容の一覧でございました。あと、別紙1と別紙2、これが追加分ということで、人権施策の各課実績まとめ令和3年度実績追加分ということで、これは高齢福祉課と、建設整備課と、下水道河川課に追加項目がありましたので、先ほど申し上げた高齢福祉については、随時多岐に渡って記載してきていただきました。これをまたご参照いただきたいと思います。続きまして、資料番号2、実績該当課一覧です。今回これを入れさせていただいていますのが、令和2年度と令和3年度の実績該当課一覧ですが、資料番号2-1、これは各課から令和2年度ということは元年度の実績ですけれども、前進、二重丸と維持と後退という形であるのですが、右のところの集計を取っておりまして、令和2年度については前進10、維持249、後退なしで計259でございます。続いて、令和3年度実績該当課一覧2資料番号2の2ですが、令和3年度の事業ですが、これにつきましては、前進42、維持234で計276ということで、令和2年度と令和3年度を比べますと、増加というか、前進が32も増えたということで各課取り組みを意識していただいていたのかなと思っております。以上が全体のご説明、質問事項等説明させていただきましたが追加があれば、お話を聞きながら意見を伺いたいと思います。以上です。

●窪会長

よろしいですか。ありがとうございます。一つだけちょっと事実確認だけさせていただきたいのですが、別紙Ⅰの広報誌を通じての人権啓発記事の内容ということで、説明という表現で綺麗になってありがとうございます。この中でカフェピアポケット付の引きこもり支援ってあってこれって何でしょうか。

●事務局

引きこもりの人達が集まってお茶を飲んだり、おしゃべりをする場です。

●吉田委員

大東市にあるピアポケットという、いわゆる引きこもりを支援する相談施策をやっているところが、四條畷市と連携して青少年教育の関係でそういうカフェを設けて出来るだけ出かける相談ということをやろうということで作られていると聞いています。

●窪会長

そうですね、ありがとうございます。素晴らしいことだと思ったので聞かせていただいたのですが、逆に言うとね、これ、ちゃんとほぼ毎月やっているわけですよ。つまり対面でやっているわけですよ。何が言いたいかというと、障がい者関係でかなり、そういった対面でやる行事が、コロナのために中止になったって書いてあったので、実は工夫すればできたのではないのかなって印象を持ったので、言わせていただいたのです。ありがとうございます。こういう素晴らしい取り組みがあるということで。ありがとうございます。実は順番としてはですね、これ今日の開催までに、乗本委員と山本委員にはこの回答書は送付されていますか。

●事務局

送付はできていないです。

●窪会長

そうですね。忙しかったと思います。わかります。少し時間差上げますので、乗本委員と山本委員が疑問にお感じのことがあれば優先してまず聞きたいと思いますので、せっかく作ってくれた表ですので、少し見て、意見とか質問を皆さんにお聞きしますので、少し時間を差上げますのでゆっくり読んでください。

●乗本委員

広報誌のことを、質問という形で出させてもらったのは、今も説明あったように僕の理解では、各課の取り組みで、告知関係の記事が多いですね。それを人権啓発言ったら広い意味ではそういう形に当たるけども、別の意味で二つ目に書いている、広報誌を多くいわゆるなんていうのだから、活用するようなことを考えてないのかということで、例え

ば、広報担当課と人権担当課が共に、毎号毎号、要するにエッセイ的なものでも、或いは時期に合ったような形の記事を作っていく。もちろん広報担当課と人権担当課と障がい者問題は障がい者所管課という形の中で何かそういう形のことをやっていくと、僕自身の経験では僕、以前広報課にいましたが、広報課で人権やっていた時に、市民が登場する取材という形で、僕は市内のいわゆるそういう形の人権課題でいろいろ頑張っている人とか、そういう問題を提起されている人のところへ訪ねて行って、その人を市報の人権ページで、それを載せるという形のことをやっていました。それがあ意味では当時、風土広報コンクールやっていた中で、人権部門で大東市が初めて賞をもらいましたが、そういう形も大分昔のことですけども、そういう形の中で、直接市民のところへ取材に行くというのはなかなか名前を出せないという形の方の方もおられますけども、いろんな形でアンテナを持っていたら、例えば覚えているのは、市内の中学生の女の子が、ある新聞に投稿したのですね。その方は在日朝鮮人の方で、そんなことを書いていたことを、ある新聞に投稿したのですが、学校の先生と話して、彼女と1回会ってもええかという形の了解をもらいながら、そのことを市報で紹介した。そういう形の取り組みをやりました。だから、僕は市民登場の取材主義でできる限り市民が広報誌に登場してもらうという形のことをずっとやってきた経緯があります。できれば、人権関係の告知記事載せるのももちろん大事ですけども、それ以外にそういう形で一步踏み込んだような取り組みを、人権担当課と広報担当課が中心となって、関係課の協力をもらいながらですね、そうなったらやる側も鍛えられますので、そういうことが大事かなという感じで。もう1点、指定管理者はどこの市でも増えていますけども、いわゆる協定書の中に人権啓発に取り組むという形の事項を、条項的に入れていくと、大東なんかも大分へたってきていますけども、今でもまだやっているのは、市の研修やりますよね、市民講座とか、そこに指定管理者の事業所の方が、これ義務みたいな形の中で来てはります、僕もこの前聞きに行ったのですが、やっぱり業者さんが来ております。そこら辺はまだ続いているなということを思いました。だからできたら、指定管理者さんも、逆に行政に代わってこれ仕事しているわけやから、ある意味では、人権大事にしていますというより、実際研修の場を提供していくという形のことを、できたら協定書なり、企画書の中に人権の取り組みという形の条項を入れていってですね、形としては、もちろん市の啓発行事とか、人権講座とかに参加するという形でもいいですけども、そういう形の中で指定管理者も引きずり込んでいくと。いうことが大事かなというのを思っています。そこら辺を言いたかったのです。以上です。

●窪会長

どうもありがとうございました。また読んでいて思いついたら質問してください。どうぞ、山本さんはどうでしょうか。

●山本委員

私は疑問に思ったことについては先ほど人権・市民相談課の方から、回答いただいたのであれなのですが、どう言うんですか、各課の人権施策、各課実績まとめの中で一番気になったのは2ページのところを読んでいただいて、建設整備課と都市政策課とね、全くおなじ文章が載っているということで、コピペという、コピーしてペーストするという、コピペというのが大学の論文なんかでも流行っているということで問題なっていますが、その行政の中でやるというその姿勢の問題として、やる気あるのかというのが、私一番考えたところです。以上です。

●窪会長

ありがとうございます。事務局何かお答えいただくことありますか。では他の委員の方もどうぞ自由に質問、意見等お願いします。吉田さんお願いします。

●吉田委員

今、乗本委員からお話があった各課で、例えば広報で、それぞれの事業課担当の方々が、人権と絡めた記事を書くってというような、そういう取り組みをご紹介いただきましたけれども、確か私の記憶では、四條畷市も一時やっていたように思うのですよね。だけどそれがなかなか続いてないというふうなことが一つあると思います。子どもに関わることであれば、例えば子ども福祉課であったり、保育所であったり、障がい者の問題については、障がい福祉課、ただ必ずしもそこがやる必要はないと思うのですね。先ほど山本委員おっしゃったように、建設課とか、都市政策課、全く同じことを言っているということですけども、本来は、例えば段差解消とか、まちのロードマップを作るとか、そういうふうな取り組みを、個々にいろんな民間の団体と一緒にやっておれば、そんなことも強調して書いてもらったらいかなと思いますし、ですから必ずしもまちづくりの担当課やからまちづくりでなかったらいかなというふうには思いませんし、できれば、さっき乗本委員がおっしゃったように、自分と人権を引き寄せるそういう文章を書くっていうのは、一つには、ただ単に文章を書くわけじゃないし、先ほど来一遍じゃないですけども、どこから写す丸写しでいくってことはまずできないと思うので、5万数千人の市民の目を通す広報ですから、それなりに汗かいて、自分の体験なり、事業との関わりを必死になって文章にしていただければ、それをやった人は、その機会は非常に大きな啓発、個人啓発にもなるし、他者への啓発にもなるのではないかなと思うので、ぜひ復活をしていただきたいなと思います。

●窪会長

どうでしょうかね。積極的な対応を期待しますが、ということでお願いいたします。

●青柳委員

私も実はその人権のコメントのページに書き込みをしたことが担当で回っていたと思うのですが、DVについて昔に書いた記憶があるので、消費生活相談なんかはよく載っていたりするのですが、人権のページはいつの間になくなったのも私も惜しいなど思っていて、なので復活していただけたらなと私も思いました。で、別の質問よろしいですか。ちょっと気になったのは、徴収対策課が何ヶ所かで、問題が発生した場合は、関係機関と連携をとって書いてあるのですが、実際これ、去年の実績なので、どのくらい連携しているのかとか具体的に書かれてないのですよ。この文章じゃいつでも書けるかなみたいに、ちょっと失礼ですけど、徴収対策課の文書が幾つかそういう文書があったのと、一番上のページにもあります。下から二つ目のところに問題が発生した場合にはって書いたのですよ、ちょっと気になるので、この書き方って、何か問題が発生した場合はほんまにあったのかとか、実績報告なので、きちんとそういうところもあった方がいいかなあと思いました。それと「さらに」という書き方をしているところはあるのですが、7ページの上の方で学校教育課の教育支援センターの方が「さらに」取り組むように指導した。なんですよ。「さらに」っていうのはちょっと気になる文章で、じゃあ具体的にどうなんやと、前進の部類に入っているんで、もう少し文章があった方がわかりやすいかなというふうには思いました。それとさっき事案が発生した際にはと書いているのが学校教育課はそう書いているので31ページで、発生した際にはって書いてあるってことはあったんだろうな。だけど、ニュアンスの違いが実績報告としてはどうかかなと思いました。はい。今回この実績まとめの方と、前進の方もこうまとめて、わかりやすく、こういうところを評価したよっていうふうには書いているので、その辺はよかったかなと思われれます。でもちょっとついでに言わせていただくと、この資料を二つ今日いただいた資料ですけど、私3年度の資料しか見てなかったんで2年度の資料をくっつけていただいて大変ありがたいなと。自分の自宅の資料見比べてないので、ありがたいかなと思ったのですが、これざっと見ただけでも全体的な数値が上がっているということの評価は、全体評価だと思うのですが、ここに見ると、障がいのある人の人権についてっていうのは、維持はちょっと減っていたりとか、ここの人権課なり、課にすると、減っているのも増えているのもあるのです。維持丸のついていないのもついてないのも、この辺は毎回どうなのだろうと思って、この丸の違いはですね、何か新たに丸が増えて維持なのか、それともそのまんまの現状の維持なのかとか、そここのところがちょっと不明確であるので何か気になるといえば、気になりますし、毎回私も突っ込んで言わせてもらっているのですが、丸がどんどん増えていくことを目標に働きかけていただいているということだろうと思うので、その丸の少ないところですよ、ところにはこのほかに、人権、この課にしたら、人権部局との連携というのはありえへんのかとか、その辺のところの確認の方は、していただけているのかなっていうのが気になりました。

●事務局

確かにいろいろ連携ができる課と、一定今まで関係のある課は常に連携しながらというのがあるのですが、人権的に行くと、それぞれの課には関わりという部分はたくさんあるかと思います。その辺で今後、青柳委員から言われているように各課での実績が出た中である程度こちらもヒアリングの部分がまだ若干でききれてないのも事実ありました。去年もそういう話をさせていただいていましたので、ここもそこは十分把握しながら今回は目標も入れさせていただいて意識付けにはなってきたなと思いつつ、またリーダー研修も含めてその辺の浸透を含めて具体的に伝えさせていただきたいと思っています。それは今後そういう流れの中へ連携もとれるような、また事業についても、まだまだ書ける部分がたくさんあるかと思うので、その辺の浸透について、ちょっと努力していきたいと思っています。

●事務局

それと1点補足です。先ほどの学校教育、教育支援センターの「さらに」というところなのですが、その内容を評価のポイントの方に書かせていただいています、1ページ目の一番下、LGBTに関する研修等で共生について学ぶ機会が増えた、中学校における実践報告書を地域で共有し各課の取り組み意識の向上が図れたというのが「さらに」の内容かなと思います。前進とつけていただいたところは、評価のポイントっていうのでまとめて、こちらの方に抜き出してあります。

●窪会長

皆さんわかりました、前進と評価しているところに関してはその内容を評価のポイントとしてまとめてあるということらしいです。青柳さんよろしいでしょうか。

●青柳委員

これは、とてもわかりやすく細かく書いてあって評価のポイントはよかったなと思います。

●窪会長

他にどうぞ。ありますでしょうか。平田さんお願いします。

●平田委員

モニタリングのことですけれども、検索1年間したのですか。で、人権侵害の書き込みがあるかどうかで検索した結果、1年間した結果、ヒットした件数が0件っていうのは、これは平和やから0件やったのか、それともこの検索の仕方が間違っていたから全然ヒットしなかったかっていうのはどっちにとらえているのでしょうか。

●窪会長

どうぞ何か答えがありましたら。探している時に一つだけ、一番矛盾しているのが2ページのところで、文頭が情報化の進展に従い深刻化しているインターネットにおける掲示板って書いてあるのに、0件っていうと矛盾してしまっているわけですね。だからおっしゃる質問とまさしくその通りで、調べ方が悪かったのか、第1文で深刻化しているって言っているのだから何件か出てくるだろうというふうに普通思うのですけど、これについてももし何かで答えができることがありましたら、答えていただければありがたいと思います。もしも0件だったらなぜなのかっていうことを書かないで議論しなきゃいけなかったはずですね、本来はね。

●事務局

インターネット差別書き込みのモニタリングの件ですが、0件というのは、実際に差別書き込みがあって最終、削除なりの対応したのは何件かっていうところが0件ということになります。モニタリングの対象なり方法っていうのが、パソコンで検索の例えば例として、四條畷市に部落であったり、同和であったりとかっていうことを入れて、その中で、対象となるのが上がってこなかったりとか。掲示板もたくさん、2チャンネルであったり5チャンネルとか言われるのがあるのですが、その辺も確認をした中では、一応その削除要請を行う対象になるものはなかったという意味で0件というふうに、判断させてもらっています。

●平田委員

これからそのやり方をしても絶対0やと思います。今AIが進歩していて、こういう書き込みがあったら、そのAIの方で削除されてしまうので、もしそういうネットなんかで上がっている言葉っていうのはAIをくぐり抜けた言葉が上がっていますので、例えばYouTubeなんかでも、普通にしゃべっていて例えば差別用語、平田馬鹿だっていうとしますよね、そしたらしゃべっている内容ですらAIが理解と言うたらおかしいんだけど、これは差別用語やっていうのを組んで、その動画を、削除してしまうのです。だから、そういうもしネットで上がっている差別的なものがあるとしたら、こういうNGワードとかをくぐり抜けた言葉なので、どんどんそれが進歩していつているので、例えば、今年の8月にすごい問題になった、在日朝鮮人に対する差別的なツイートじゃないかっていうので、その問題になったのがあるのだけど、金井米穀店の騒動って、ご存知の方おられますかね。東京のお米屋さんだけど、ネットでもものすごく騒動になったのですが、金井米穀店の店長さんが、こういう書き込みをしたのです。東京井之頭公園の池で、外来種の水草が急激に増加していますって、侵略的外来種という存在を知ると、今、人間社会でも同じことが起こっていることに気づく、昨年末、武蔵野市で議論された外国人住民投票権もし可決されていたらと思うと、背筋が凍るっていう、だから、巧妙にね。これが8月ごろなのですが騒ぎになって、金井米穀店の方にそんなツイートしたらあかんやんかというので、プラカードを持った人達が押し寄せて、その金井米穀店の並びにズラーツと並ん

だのです。そして、そこのお店に入ってくる人らが怖くて、お店に入れない状態になって、それに対して右翼的っていうか、金井米穀店を支持する人たちが、今度は逆にそのお前らは、この金井米穀店に対して嫌がらせをしているのではないかっていうので、カウンターデモみたいな形で片っぱにズラッと金井米穀店反対という人と、反対側に金井米穀店賛成という人がずらっと並んで、それで騒動になったという事件がありました。ここでお互いその言葉がすごい相手を罵るような言葉がネットなんかでも登場するのですが、一つにね、ここに書いているような NG ワードみたいな言葉ってほとんどないのです。遠まわしにいうような形で、こういう書き込みをしたら AI の方ではねられるからっていうので、その言葉を伏せたりというのをしていますので、あまりこれはこの先、効果をあげないと思います。

●窪会長

隠語みたいなものが使われていると、言い換えとか隠語とかそういう感じですか。

●平田委員

あくまでも自分は差別じゃなくて、在日朝鮮人を差別しているのではなくて、在日朝鮮人の思想を、それはおかしいよっていうふうに言っているだけやという形で、思想的な問題に持っていきっていう。一見お互いのツイート見ても、もろに凄い口汚い言葉もありますけども、お互いのを読んでも、なるほどな一理あるかなって思ってしまうぐらいの内容の言葉になっていますので。これからどういうふうにそういうものに接していけばいいかと言われたらどうしたらいいのかなと思うのですが。ただ、それで、モニタリングしてっていうのは、効果は上がらないと思います。

●窪会長

やり方を考えた方がいいってことですかね。よかったらいろいろ平田さんにもよく聞いて改善方法がもしもあれば、改善していただければいいかと思います。どうもありがとうございました。どうぞまた他に質問、ご意見ありましたらよろしく願います。また事実確認の質問だけさせていただきたいと思ひまして、先ほどのこれなのですかっていうのと近いのですが、資料番号 1 の先ほどの乗本さんの質問に対する回答のところ、上から 2 番目の広報誌をより多く活用する方策は考えてないかっていうところですね、人権啓発の視点を踏まえつつ適宜で庁内各課より、ってこの文章があるわけですけど、ただ単に事実確認で活用する方法の一つとして、バックナンバーはこれ見れるのですか。バックナンバーも PDF で見れるようになったわけですね。ありがとうございます。そういうのもどんどん言っていただいて活用していただけたらと思うのです、ありがとうございます。ご検討の間で私も少しだけ読ませていただきましたが、前回、皆さんから一番批判があったのは、意識向上に努めるっていうこれだったら誰でもいえるだろう、何でも言えるだろうっていう批判があって、それで、先ほどの前進のところ、強化のポイントのところ見たら、意識向上が減っていたのですが、私はそれを今年少し良くなったのではな

いかなと思って評価していたら、逆にここの元の方見たらね、やっぱり意識向上いっばいまだ書いているところがあったので、そのところでやっぱりしっかり批判的に見ていった方がいいなと思うことと、今年はその意識向上に変わって何が増えたかという、情報共有と役割分担と朝礼が今年のポイントになっているのですね、頑張ってるなど私も評価するところはあるのですが、朝礼ってこれミーティングのことですよ、これほとんど中見たら。何でこれ朝礼っていうことで拘っているのかなと思って、何かあります。朝礼といったらいかにも、学校みたいに上から下へ、先生から生徒っていうイメージだったのですが、これ中身見たら良い意味ですよ。良い意味で情報交換しているというふうに評価したいのですが。何か拘りがあるのですか。

●事務局

全部ミーティングという言い方で統一はできると思うのですが、その時間帯によって朝だったら朝会とか朝礼とか、5時15分回ってからだったら課内会議とか、名前が課によってまちまちなので、担当者がどう書くかによって、全体的にミーティングでいいかと思えます。

●窪会長

またご意見ありましたらよろしくお願いします。どうぞ、吉田さんお願いします。

●吉田委員

その朝会で是非やってもらいたいと思うのは、例えば朝の朝刊見て、自分らの仕事と大きく関わるような話。例えば、つい先日朝刊見た時にびっくりしたんやけど、公立の図書館に、国が、拉致問題の蔵書をもっと増やせというふうな記事が出ていました。でも、図書館の職員さんに聞くと、やっぱり戦時中の反省の上に立って、本を借りに来る人の思想チェックをするために、そのリストを出せというふうなことがあったそうで、結局、特別高等警察は、そういう思想性の高いものを読んでいるやつを引っ張り出すのに図書館などを利用しようとした。戦後図書館の職員さんは、そういう戦時中の負の歴史に反省の意味を込めて、思想信条の自由とか学ぶ権利とかっていうものを一番大事にして、そういうことには屈しないというような、そういう宣言をしたというようなことのお話聞いたことあるのです。ですから、そういうふうなことが自分たちの身の回りで起こっているということを、アンテナを高くして、それを、こんな話があったんや、こんな記事を見たんやっというようなそんな共有をしていただければありがたいなと。もう1点言うと、今年の9月に、国連が、これは先生の専門のところだと思うのですが、国連が障がい者の権利条約に関して、日本政府に対して、対面審査をして、障がい者の社会的入院とか、障がい児の分離教育、これを是正しなさいっていう勧告を出したっていう記事が載っていました。これを受けて、おそらく今行われている国会の中で、障がい者基本計画の見直しが行われて、各自治体に対してそれに対する施策を打ちなさいというような通達がおりてくるだろうと思います。これまさに、今我々が市民として関わっていただいている、障が

い者の担当課の人たちにも大きく関わってくるだろうと思いますし、今日お隣に来られている守屋さんは当事者として、そういうことをいろいろやっておられるのではないかなと思っていて、僕が司会者じゃないので、なんですけども、守屋さんあたりから、そんな話についてコメント聞けたらというふうに思っています。

●守屋委員

今日ちょっとパンフレットを配らせていただきました。国連が障がい者の権利条約を批准されて、この前、8月20日何かスイスのジュネーブで会議がありました。その中でも、障がい当事者のパラレルレポートを提出について全然厚生省と内容が違うのですが、向こうもあきれ返っていると。さっき言われたようなことが一切権利条約では守られているが、全然守ってない。前向きな姿勢がないという。日本はそうだと。これの締結に向かって僕たち障がい者権利条約、障がい者差別とか法律ができて、だけど、行政の方はね、案外守っていただいている、その段階もスロープにしてくれているし、エレベーターも増えてきているし良いのですが、今度民間企業の合理的配慮がすべて義務化になるのでね。もっともっとやっぱり市民が啓発していかないとあかんと、四條畷市には条例がないのです。やっぱり四條畷に市民がすごく身近に感じるためには条例を作って啓発していくというのが大事です。今、実行委員会を市民でつくりまして、その中でこんなすばらしいパンフもその中の1人の方が作ってくれて、かわいいアンジーちゃんも書いてくれて、これ読んでいただければ。やっぱり、差別、合理的配慮、案外街歩いていたらあるのですが、この前も東小学校で、僕達ボッチャーの練習行くのですが、車でいったら、校門が閉まっていた、ずっと、開けてくれなかった。だから車から出て自分で開けたら警備の人がテレビを見ていて、誰もおれへんのかと思ったら居た。やっぱりお金もらって仕事やから、誰か来たとか見てくれたら良いのに。時間で来るのがわかっているのだからね。何時に体育館を利用すると。そういう全然配慮もないので。まだまだ配慮がない事がいっぱいあるのです。こういうことを啓発していくために条例が礎になる。それができて国民で差別解消法があることを知らない人がたくさんいる。僕の友達は知らなかった。何それと。何年前にできたんやと。福祉に関心ない人はあんまり知らないのではないかなと思って啓発を頑張っていきます。以上です。

●窪会長

ありがとうございます。業者が頑張りたいという応援の声でしたので、鈴木さんの方で、いやここで頑張っている、情報を知っていますよって、もしもありましたらお願いします。

●鈴木委員

うちの会社、お客さんが来るような会社じゃないので、あんまりそういうのはしてないですけども、うちも特殊なんか仕事していますので、普通の一般の建設業とは違って、送電線の鉄塔を建設しているので、そこになかなか障がい者に来ていただくということも

ありませんので、特に何もやってないのですが、だから、事務所に階段でなかなか上がってもらってもできないなって、ちょっと今思いながらこう聞いていたのですが。

●窪会長

私が聞きたいのは別に鈴木さんの個人の企業の話じゃなくて、企業の例とか企業団体の方の活動とか、そこでいろいろあったら、その話をちょっと聞きたかったなと思って。

●鈴木委員

うち関西電力さんの仕事させてもらっているんで、関西電力さんはよく車椅子でも自由に入れるようなことになっていますし、それも大分昔からそういう配慮はされていました。うちも努力したいと思います。

●窪会長

そういうせっかく来ていただいた企業団体の方でこれから取り組みの方を期待しておりますのでよろしく願います。ありがとうございます。どうぞまた他にご意見ご質問どんどんしてください。青柳さん願います。

●青柳委員

31 ページのところ、障がい福祉課のことが書いてあるのですが、障がい者虐待防止センターにおいて24時間相談に対応したって書いてあるのですが、実際下はひきこもりの話は何件とか、具体的な数字が上がっているんで、障がい者の24時間対応で365日ってどのくらい実際対応されたのかなとか、具体的なものがちょっと聞きたい。個人的に聞きたかったかなっていうのと、障がいを理由とする差別を解消するための取り組みを行って書いていますけど、ここをもうちょっと具体的に、これ維持なので多分前進だったらいろんなコメントが多分あったのでしょうけど、維持の場合はなかなか具体的なコメントがないので、そこちょっと今、障がい者のお話がすごく出たので、どうだったかなって取り組みはどんな取り組みだったのだろうと、また、わかれば個人的にでも教えていただけたらと思いました。

●窪会長

お答えいただけたらありがたいと思います。

●事務局

そうですね。もう少し具体的に維持というところではありますが、今後担当課も含めてお話をしたいと思います。

●窪会長

青柳さんのおっしゃっていることはすごく大切で、ほかのところにも関わってくるのが、例えば2ページの人権に対する対応というところで、対応を行うというのがあって、問題は対応して何が問題であったのか、問題があったのか、なかったのか、あったらどんな問題があったのか。ではそれをどう改正するのか。というのが、皆さんが知りたいこと。来年度はこれまでやってきた中でどんな問題があったのか、それをどう改善するのかということを書いていただけたらありがたい。相談活動に関して、どんな相談があってどう解決したとか、どう解決できなかったから今後改善していきたいとか、そういうことを聞かせていただけたらありがたい。ひとつ具体的な質問をしたいのですが、30ページのところ、上から3つ目で、人権協会委託の総合相談をやっていて247件来ているのですが、市に直接相談にくるものもあるわけですよね、例えば女性相談があって相談件数12件ある。市のほうに直接相談にきた場合は人権協会の相談に行ってくださいと言っているのか、それとも両方で受付しているのかどういう体制になっているのか。

●事務局

人権協会に委託して、相談をしているわけなのですが、女性相談も一緒ですが、フロア的には人権相談は人権・市民相談課内に協会の相談員さんも配置しております。だから一緒なのですね。女性相談は相談室があるわけなのですが、それも月に2回だけ。ですので女性相談についても基本的に毎週というか毎日、人権相談があり、女性相談的なことも受けれますので、基本的にそちらの方で対応が多くなっております。で、女性相談に特化する場合もあるのですが、これはちょっと非常に件数が少なくなってきているのも事実です。こちらは女性相談員さんがおられますが、人権協会にも女性相談員さんがおられますので、女性の方に相談したいというかたおられましたら当然そこで対応できているという状況です。ですので施設的には同じ場所でやっているということです。

●窪会長

質問とか意見とか教えていただけたらありがたいと思います。どうぞお願いします。

●吉田委員

たびたび質問して、行政施策に対して聞くのと違うかなと思われたらいかんので、1点だけ、僕の質問として1点だけ。私たちの市民にとっては、市役所の職員さんというのは、人的財産やというふうに思っています。この人たちがいかに窓口で、また現場でどう対応してくれるかによって、自分たちの命暮らしが左右される、それほどに、その職員さんの努力が自分たちの生存をやっぱり守ってくれているというふうに思っています。人権意識の向上ということで、今回、目標の中でも言われているのだけでも、果たして職員さんの中での人権は守られているのかな、ハラスメントや差別や、そういったものは全くなくて、みんなが気持ちよく働いているのかなあと。かつて、国際障がい者年の基にし

て、障がいを持つ職員が特別採用含めて、大阪府内いろんな自治体に採用されてきましたけれども、やはり一方では、行政改革とかいうことで、職員の定数削減とか言って、なかなか人手が減って行って、1人当たりの仕事が増えて行って、障がいを持っているから持っていないからということでの、なかなか住み分けというのができないような状況の中で、職場を去っていく、そういう障がいを持った職員の方々もおられたのではないかなというふうに思っています。いずれにしても、ここにおります市民の立場での委員からしても、市の職員さんが、まず自分たちの人権が守られているというふうなことがないと、相手の人権を守るということは、なかなかできないのじゃないかなっていうようなことで、そういう意味での人権研修というのも、要のど違うかなと。結構職員研修というのは、市民としての当事者がおられて、その人たちにどう寄り添うかっていうことの研修はあるのだけでも、例えば職場の中における人権、お互いの職員さん同士の人権をどう守り合うかっていうことについての議論とか、そういう研修とかっていうのはおそらくなかったのかなっていうふうに思っていて、そういうことが、当たり前職場の中で話ができたり、役所全体として議論が交わされたりすれば、もっと私たちにとっても敷居の低いというか、いろんな発想が生まれてくる役所になってもらえるのじゃないかなっていうふうなことを思っています。質問じゃなくて、私の感想というか意見です。

●窪会長

それはそうです、大切なことだと思います。もしも何かお答えがありましたら、大丈夫ですか。ありがとうございます。では、ほかにまたご意見、ご質問お願いいたします。よろしく願います。鈴木さん。

●鈴木委員

初めてなのでよくわからないので、根本的なことを聞きたいんですけども、どういうふうな割り振りになったかわからないのが、令和2年度と令和3年度で実績該当課一覧のところ、令和2年度では、一番上に魅力創造室とか室って書いてあるんですけども、令和3年にはないのですよね。変わったっていうことですか、割り振りが、全然わからず、企画広報課が一番に来てるんですけどもね、下にはないのです。令和2年度の方には。

●事務局

いくつかの課はそういったところで機構改革で名前が変わってしまっていて、ただ一番にある魅力創造室が企画広報課の役割を担っているということで、こういう書き方になっています。

●鈴木委員

大体順番はこういう感じで、同じ。

●事務局

そうです。

●鈴木委員

もう一つ、各課、大体何名ぐらいおられるのですか。多分人数によって、人権に対してこう考える人もいれば、それがちょっとできない人もいるかもしれないってところもあるので。そんなきっちりじゃなくて、例えば2人しかいないような課があるのかとか。

●事務局

それはいいですけども、課においては各課から推進リーダーを1名は出してもらっていますので概ねそういう仕組みとか業務ができる仕組みにはなろうかと思うのですが、4名なり5名なりいるかと思うのですが、あとそこに任期付職員とか、そういう職員も入りますから、正職が仮に3人いて、任期付職員がいたり、会計年度職員がいたりというところで5になっていたりとか、6になっていたりというところはございます。

●鈴木委員

ありがとうございます。ということは任期付の方に対しても同じような教育をされる、研修をされるってことで。

●事務局

そうです、会計年度も職員に関しても全員です。基本、先ほどあった指定管理者の方にも研修の機会というのは声をかけさせていただいていますので、その辺の入り方というのが全員受講できているのかどうか、職員はほとんど全員がいろんな研修、人権研修に関しては、受講するようにということになっておりますので、ただ指定管理者の方は、全体にはまだ及んでないかもしれません。

●鈴木委員

はい、ありがとうございます。先ほど会長から言われた令和3年度の流行りの情報共有、僕、情報共有も大事かなと思っていますので、横の繋がりが大事かなと思います。

●窪会長

どうもありがとうございました。どうぞ、ご意見、ご質問お願いします。どうぞ平田さん。

●平田委員

質問とか用語とか提案とか、今ちょっと話が人権の方なのか、教育の方なのかというのがあるのですが、子どもたちが今、タブレット配られて、インターネットとの付き合い方が深くなっていると思うのですよ。もちろんインターネットでこんなことを書き込んだら駄目ですよとか、人を傷つけるようなことを書き込んだら駄目ですよ

ていうのは、そういうことは教えられているとは思いますが、もし自分がいじめられる対象になったときに、どうするかっていうのを、子どもたちに教えるべきかなと思っています。プロレスラーで、木村華さんでしたかね、インターネットの書き込みで、それを苦にして亡くなりはったんですけども、インターネットでブロック機能っていうのがあって、こういうことを書き込んでいる人は、自分のインターネットに表示されませんという機能があったりして、もちろん木村さんもそれを知ってはったんやとは思いますが、いやなことがあったらそのブロック機能を使って距離取りなさいよっていう子どもたちに、そういうふうな研修というか、そういうふうな事も教えていって欲しいなと思います。

●窪会長

具体的に学校教育課、教育支援センターって異なりますかね、そういうのは市の方で検討いただければいいと思うのですが。

●平田委員

講習かなんかで教えるのも。

●山本委員

いや私もね、これは実績じゃなくて、今後の事業としてということであるんですけど、一つは、いじめの防止に関する事業と、それと、今おっしゃったようなスマホとか携帯の安全対策教室みたいな、これ前ね、こういう事業が載っていたと思うのですよ。ここの中にね、私も田原小学校であった授業を見に行ったりしたことがあるのですよ。で、今回の中には3年度ですけど、或いは4年度の事業でも、ものすごく重要な事項だけど、その学校教育課という中で、これと学校の授業については、関係ないって言うたら、あれでしょうけども、載せないというふうな方針なのか、そういうことについてはね、全然ない。僕はね今平田さんがおっしゃったような事が子どもたちの人権にとってもものすごく大事やと思うのにもかかわらず、そういうのがないというのが、どうなんかなという気がしていました。

●河江委員

細々と人権擁護委員が学校の方に行かせていただいて、人権教室っていう形でさせていただいています。四條畷市は非常に学校数が少ないので、ドコモと連携したスマホの使い方、或いは学校独自で、スマホの安全な使い方ブロック機能まではちょっといいかと思いますが、私たち人権擁護委員が行った時には必ず命一番大事やから、何か悩みがあったときは、お父さんお母さん、おじいちゃんおばあちゃん、担任の先生、誰でもいいから相談しよっていうお話はさしてもらい、府のフリーダイヤルでいける電話相談なんかでも受け付けて、一応細々ながら未然防止は続けております。各学校それがもう当たり前になっているので、特に挙げてないのかなあと考えております。

●窪会長

逆に言えば、それ宣伝で良い意味で啓発の意味もあるので、こういうところに書いてねっというのがいいんじゃないですか。山本さんのおっしゃった要望ですね。ですから事務局の方からそれプッシュしてあげてください。良いことですので全然してくださいという意味でね。積極的に掲載してくださいということで。他にありますでしょうか。守屋さんどうぞ。

●守屋委員

ちょっと教えて。各課の実績のまとめで、障がい福祉課が、個々の能力に応じた役割とか、言葉的に全然違うのだけれど、能力って誰が判断するもんやろ。課長さんかな。5ページ。障がい福祉課の性別に関係、そう、だから全然言うてる意味は良いんやけど、能力誰が決めるのか。いや、文章的に全然おかしくないと思うのだけれど、能力で誰が決めるのかなと思て。

●事務局

能力ですね、人事評価も関わることもかもしれません。各個々の役割分担っていう能力評価というものもあるし、評価方法がありますから、多分そういう個々のスキルっていうのですか、得意な分野とか見抜いていくことかなと思うのですけども。どうでしょう、そういう形で役割分担をしているのか、どうでしょうかね。

●窪会長

提案としてはね。守屋さんの不安が出てくるのは、その個々の能力を誰かが勝手に判断してお前これやれと、そういうふうにされているのじゃないのっていう懸念があるわけですよ。守屋さんが心配なさっているのは。

●守屋委員

ちょっと案外障がい者の能力、案外難しいから、わからん人が勝手にお前は何もできんと決めて、これは男女やから関係ないのだけれど、決めてられるのかなと、上の方が。

●窪会長

今の懸念は現場に伝えていただきたいと思うのですね。それで本来だったら、この文章は個々の職員が能力を発揮できるように役割分担を行ったと。守屋さんの心配を、勝手に上司ができるできないを勝手に決めるじゃなくて、個々のその能力をちゃんと評価できるかってこと、発揮できるように、本人が生き生き働けるように役割分担を行ったという形に持って行って欲しいってことでしょやっぱり、そっちの方でお願いしてください。皆さんも何かそういう不安があったらいろいろ提起してください。

●乗本委員

人権研修を受講し職場に帰って広めたとか、云々と書いてあるけど、僕大事なことは、各職場で報告したのか、課内会議で多分報告したのか、職場研修でもやったのだったらそれは良いと思うんですけども、あまり具体的に取組まれてないのじゃないかなと思うのです。この文章だけを見ると。大事なことは、市の施策を具体的にやっていくのは職員さんですよ、具体化して、或いは新たな施策を企画、立案し実施していくのは誰かといえば職員ですよ。やっぱり個々の職員の人権意識というか、そこらの力量を高めていかなあかんと思うのですよ。だからそういった意味では、なかなか、職場研修をどの程度やったのかは知りませんが、人権研修を受けてきたら、それを職場の朝礼で報告するだけじゃなくて、職場研修で超勤のお金がかかるかもわからないけど、少なくともたとえ1時間でも1時間半でも時間をとって、そういう形のことを職場の中で、みんなで共有していく。その中で、人権政策的なことを企画立案する。その職場からやっぱり企画立案していくという形のことを生み出していかなあかんと思うのです。かくいう僕が行った役所も、今、そこら辺サボっている、正直言うて。昔は兼務職員と言って人権室に力があつた時は、人権室の兼務職員を各部各課に置いていたのですよ、今は多分置いてないと思う。人権職場研修という形で全部各課でやって、それを全部人権所管へ報告もらっていた。それをまとめていた。今おそらくやってないと思う。やっぱりそういう形の方が非常に大事だと思うのです。だから、出ました、報告しましただけじゃなくて、そこら辺のことをどう職場の中で活かしていくか、それを具体的な施策としてやっぱりどう実現していくか。それは誰がじゃなくて職員自身がやるということは市民のためにやっていくわけだから、そこら辺のことはやっぱりうまく循環させていくような形のことをしていただきたいなというふうに思います。以上です。

●窪会長

ありがとうございます。もしも何かありましたらどうですか。ぜひ善処するというところでよろしく願います。はいどうぞ山本さん願います。

●山本委員

職場における、人権の教育といいますか、職員同士の人権問題とか、パワハラとかセクハラとか、その辺の防止の問題とかいうのを、先ほど吉田委員からお話ありました。抽象的なあれとしてじゃなくて、数値として、そういうことが現実にちゃんと行われているかどうかというのは、何で見たらいいのかなと考えたのですが、私はやっぱり四條畷市の職員が途中でやめるという職員が増えるようではあかん、かなり前からちらっと聞いていて職員がすぐに辞めると、その辞める職員がだんだん減ってきているという状態なのかどうなのかということが大事だなと思うのですよ。その辺のところは数字として全然わからない。検証をやっています、何やっていますというのはあるけども。現実の数字としてどうなのか、というのが知りたいところです。他にもですね、人権の問題で、やはり数字である程度目標をすべての課に数字で目標をとということじゃないかわから

ないけども、やはりこの辺については、こういう目標でやりましょうという数字的なものもあって良いのではないかなど。その一番は例えば人事室の中途退職の減少とかいうのが、人事室としては大きな役割かなと思うように、それなりに各課では、何か目標を、数値的なものを持ってやっていただいたらわかりやすいかなと思う。意識とかだけじゃなくて、やっぱり現実にそういう数字として現れていますよということが、言えるのが一番かなと思うのです。

●窪会長

どうもありがとうございました。中途退職者の数というのは、これは人事室で把握はできるのですか。できる。来年度からはよろしくお願いします。他にありますでしょうか。青柳さんお願いします。

●青柳委員

事前の資料に入っていたものですけど、この令和4年度、今年ですよ、今年の目標設定っていうのが、事業が書いていますが、これは新たにじゃなく、新たに追加なのかそれとも、維持じゃないけど、現状やっているけど、目標に頑張りますということなのかこの辺はどうですかね。全部がそうなのでしょうか。

●事務局

今回の実績報告の際に従前から一定目標を設定してというようなお話も出ておりました。ですので、今回、まず目標を、今年の事業についてはここを重点的に頑張るよとか、要は前進を目指す目標を作ってくださいと、数値も含めたような書き方でお願いをしてきた経過があります。ですので今回初めて目標設定をしていただいて、課で1個でも2個でもいいのだけでも重点的にできるものをまず前進という目標を掲げていただけるようなものを、目標にして取り組んで欲しいということで、今回挙げていただいています。なので、各課全課で出てきているかと思っていますので、今後これが今回の実績にまた出てくるかと思っています。今回からちょっと新しく入れさせていただきました。

●青柳委員

これは重点的な目標設定ということですね。ということでもいいのですね解釈としては。そうするとまた「さらに」とか気になるころではあるが、重点的に目標設定、それが書いてなかったの、どうなのだろうと。一つずつしか上がってないともあり、じゃあ、これが全部目標となるとこの丸が増えるかなのかな、その辺のところはどうなのだろうか。維持と書いたやつがこの3年度減っているっていうのとか、その辺の照合関係もきちっと検証していただけたらと思うのでよろしくお願いします。

●窪会長

よろしく申し上げます。他にありますか、意見、質問。もしなかったら私がまた皆さんのつなぎをする役目で簡単な事実確認的なご質問をさせていただきます。5 ページですけれども、各課実績まとめの括弧令和3年度実績の5 ページですが、上から三つ目で児童虐待防止ネットワークのところで、令和3年度の職場では、男女比2対19であり、業務分担も男女差による隔たりがないようにと書いてあって、これは男女比2対19って男2人で女性19という意味ですか。そういう意味ですよ。子育て総合支援センターは、これは改善した方が良くというふうに考えているのか、業務分担を男女差による隔たりがないようにと、これ完璧に隔たっているんですよ2対19って、客観的に見たら。けど、この2対19を、これで適切だと考えているのか、男女の役割を考えた上で、2対19を適切だと考えているのか、いやそうじゃなくて、10対10に持っていきたいとかそういうふうに考えていらっしゃるのか、それなんかわかると思いますか。ちょっとわからないので、これを良いとしているのか、いや、改善すると言っているのか、どちらなのかなと思ひまして。

●事務局

子育て総合支援センターの話になるので詳しくわからないのですが、業務の関係の専門職の方が多いと思うのですが、保育士さんであったりとか保健師さんであったり看護師さんであったり、たまたま今までの採用で女性が多く、この課がとて需要がある課なので、女性がどうしても多くなっているのかなと思ひます。ちょっとわからないですがその程度です。

●窪会長

それで何が言いたいかというと、これ見ただ目で一見して矛盾しているのですよ、文章の前半と後半が。2対19で次に役割分担、事業分担って言っているの、隔たりがないって言っているの、こういう明白な矛盾がある文章に関しては、ちょっと質問していただいて、それで、私は考え方によっては2対19で、これで隔たりが無いのだからという解釈はありうると思ひます。今の説明がちゃんとあれば。今の説明がなかったら、これはどうみたって矛盾しているでしょって思っちゃいますよね。なので、子育てとか特定の分野に関しては、客観的に隔たっているように見えても、実はそれが実質反映しているのだという言い方は有りだと思ひているのです。ただその場合には説明していただいた方がいいかなというふうに思ひているのです。そういうことで、もしも見た目が余りに矛盾しているものは指摘していただけたらありがたいと思ひます。例えば似たようなもので、4 ページの上から7 番目の性別によらない役割分担、出張ハローワークってものすごく矛盾していて、第1文と第2文が矛盾していて、第1文が性別に関係なく業務の分担を行った、第2文が女性のための就労活動支援セミナーや、パートタイマーの就職準備セミナーなどを行い合わせてハローワーク相談コーナーを設置して女性を優先していると書いてあるのです。なので、これもそれぞれの分野に応じて、やはり弱い立場に

ある女性を配慮せざるをえないとか、何か一言言っていただければ、そうだよ、そういう考え方もあるよってというのが、読む人に対して説得力が出てくると思いますので、ちょっとだけ文面の指導をしていただけたらありがたいと思います。あとですね、私の気が付いた事は、来場とかお客さんとかですが、ちゃんと市が催しを企画なさって、それで、今年度はやはり特にコロナのせいで、中止したっていうところも当然ありますよね。ところが今ちょっと例出しますけれども、例えば14ページの上から2つ目で、公民館主催の講座等の事務が、キッズランドですか、コロナ感染対策として中止したと。これ確かにやむを得ないと思うんですね、当然読んでいてですね。ところが、16ページを見ると、一番上のところから2番目のとこですけど、イオンモール四條畷で、オレンジドア認知症相談会は実施したと。それで、似たようなものがイオンでやったっていうやつなのですが、29ページの上から3番目の人権啓発、これもイオンモール触れ合いキャンペーンをやってイオンモール四條畷で障がい者週間の趣旨を広く周知するために、福祉事業所で製作した作品の販売、グッズの販売を行ったと、これを行ったと言っていて、印象としてはこれだけ見ると、ちゃんとイオンでやっているときはやっているし、市の管轄の建物でやるのはすごく用心して中止したっていう、そういう感じがあるので、何かそういう基準があるのですかね。特に子育て関係って、子どもさん入っているやつは、子どもに関しては、コロナにほとんどかかってないのですよね、かかっても重症化しないので逆に言えば、免疫ができていいという説があるわけですよ。何らかの判断基準がもしかしてあったのだと思うのですが、ご存知でしたら教えていただきたくて、何でイオンモールの方は、同じ障がい者でもやって、市の管轄の建物のときはやらなかったのですか。もしも基準があるのですしたら教えていただきたいのですが。

●事務局

判断については、各課で開催するときの時期によって、大阪府のイベント関係の取り決めとか、そういうのが変わったりして、この行った催しの時期が全部一緒ではないため、中止したり、開催したりという書き方になっているかと思います。

●窪会長

ありがとうございます。他にありませんでしょうか。これは単なる事実確認の質問だけさせていただきたいのですが、今度は12ページなのですが、12ページの上から6行目かな、移動式赤ちゃんの駅の貸し出してということなのですが、市内施設に設置している赤ちゃんの駅に加え、移動式赤ちゃんの駅の貸し出しを行った、前進ということで素晴らしいのですが、ところが、もう一つの評価のポイントの方法の3ページ、この後子どもの人権で一番上の移動式赤ちゃん駅の貸し出しで、なお、赤ちゃん駅の貸し出しについては新型コロナウイルス感染症拡大防止に関わる行事の縮小やイベントの中止に伴い利用はなかったと書いてあるのですね。だからこれは、この意味としては、貸し出しは行ったのだけど利用する人がいなかったってことでよろしいのですか。そういうことなのですね。わかりましたありがとうございます。他にありませんでしょうか。今回前回より

も、意識向上が少し減って具体的なことが少しずつ増えたので建設的な議論になっていると思いますので、皆さんどんどん質問してあげてください。

●乗本委員

ものすごいエネルギーかけて人権・相談課がやっているのわかるのですが、これはあれですか文章だけの報告、各課からヒアリングはしてはるの。

●事務局

全課入れなかったというのが事実です。ただ内容や質問があつたりとかいうところとかいう課にはヒアリングさせてもらっています。

●窪会長

皆さん無かったらですが。ちょっと、守屋さんに関してお尋ねしたいのですが、この実行委員会、条例制定のための実行委員会は今年できたのですか。前からあるのですか。

●守屋委員

本年の8月。

●窪会長

できたばかりですね。と申しますのは、実は、せっかく私たち、市の審議会なので、ここで採択要望決議みたいなのを、条例制定要望決議みたいなのを審議会の名前で決議したら良いのではないかと思うのです。それで、市長に要望すると、審議会の名前で要望すると。それをホームページにも出してもらおうと。具体的なやり方は、守屋さん、吉田さんで考えていただき、決議文の文面を関係者の方と一緒に作っていただいて、私も協力しますが、それを審議会は年に1回しか予算取ってないから無理なので、もう1回やることは無理なので、メールで回覧して必要な修正があるのだったら必要な修正を加えて、それを審議会の決議の形で採択すると、そのメールで採択して、それを市長に提出すると。メールで結構ですので。人権・市民相談課を通して市長に提出してホームページ出してもらおうと。条例作ってねっていう、形としては、宛名は議会になるのですか、条例制定でしたら。何か意見があつたら言って下さい。

●乗本委員

良いことだとは思いますが、審議会の制度的にどうだろうと思う。審議会が諮問されていないのに、これを後押しするというのは。それはどうかな。良いことだけど。

●事務局

審議会については市長が諮問して答申という形ですけども、今回改定の時っていうのは当然市長から諮問しこれを検討いただいて意見をいただきたいという形を取ります。

す。例年行っておりますのはこれも流れがありますので、もともと基本方針また行動計画というのがございました。その中では、通年、実績報告を審議会に報告するとか、いうことも記載されており、もともとから市としては、人権施策については精力的に実施しているところで、一応審議会に諮問がなくても、こういう実績報告については意見を聞いて、リーダーも設置してきていますし、推進委員も設置してきていますので、本部会議もあるわけですから、そういう中へ流していくというのが昔で、今はもう少し簡素化されてきましたけども、そういう流れで審議会の役割ってというのは、そのチェックをしていただいているというところがございます、なかなか今の要望決議というのは行政的にはちょっと厳しいかなと思っております。

●窪会長

質問とか意見言っておきたいという方いらっしゃいますでしょうか。大丈夫ですか。言っていたきましたか。他に意見がないようでしたら、次の案件に移らせていただきます。案件 2、その他について事務局から説明をお願いいたします。

●事務局

それではその他ですが、資料番号 3 で、四條畷市人権行政基本方針改定スケジュールというのを入れさせていただいております。これにつきましては、今後のスケジュールなのですが、基本方針の改定が平成 27 年度、28 年 3 月に行われまして、改定という形で、中間年で令和 3 年ありましたが、10 年スパンですので令和 7 年が改定になります。令和 7 年度の基本方針の改定を行うにあたり、その前に人権意識調査を 5 年単位でやっておりますので、意識調査を実施するために、令和 5 年ですが人権意識調査の原案を作成していきたいと思っています。それから令和 6 年の初年度始めに意識調査の発送を行い、報告書を作成していきます。それを元に令和 7 年度基本方針の改定に向けていくという、こういうスパンで、今の段階でこういうスケジュールを出させていただいて、また今後審議会についても、回数が今までの 1 回というよりは増えてくるかと思うのですがご協力をお願い申し上げたいと思っております。以上です。

●窪会長

今の説明に対して質問などありますでしょうか。なければ本日の案件はすべて終了いたしました。本日の案件は以上となります。皆様どうもありがとうございました。それでは、司会の方事務局にお返しいたします。

●事務局

議事進行ありがとうございました。今年度の審議会につきましては今回の 1 回のみとなります。また来年度につきましては、先ほどのスケジュールの関係もありますので最低 2 回を予定しております。また、事務局からご連絡させていただきますのでよろしくお願い致します。本日はありがとうございました。

●窪会長

どうもご苦労さまでした。ありがとうございました。

●事務局

申し訳ないです。それと四條畷市の PR ではないですが、人権協会からのですね、事業を実施しております、全国水平社創立 100 周年記念ということで市民講座、連続講座を行っております。1 回目はもう終わりましたけども、2 回目、12 月 3 日、第 3 回は 12 月 22 日木曜日に水平社博物館にマイクロで見学に行きますので、ご参加できる方はぜひご参加いただきたいと思います。あと、12 月 4 日に、「ちゃんへん」さんの、ジャグリングパフォーマンス、在日の方でイジメとか受けながらも、こういうパフォーマンスで、世界を広げてこられた方で、お話もされながらパフォーマンスを実施されておることです。大東市さんでも実施されたかと思いますが各市でも好評を得ております。四條畷市でも四條畷中学校かな、一応人権研修の中で「ちゃんへん」さんをお呼びされたことを聞いておりますけど、5 年か 6 年ほど前されているということで、ぜひ今回も参加していただくということで企画しましたので、また時間があれば、是非ご参加ください。以上です。